諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和７年９月４日（令和７年（行情）諮問第１０１０号）
答申日：令和８年１０月２８日（令和８年度（行情）答申第７１４号）
事件名：「平成３１年度研究の指針について（通達）」の一部開示決定に関する件

# 答　申　書

第１　審査会の結論

「平成３１年度研究の指針について（通達）（統幕計第２５号。３１．３．１８）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和２年７月２日付け防官文第１００６０号及び同年１２月３日付け同第１９３３２号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書１（原処分１に関するもの）

アないしカ　（略）

（２）審査請求書２（原処分２に関するもの）

アないしオ　（略）

カ　一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

キ及びク　（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、「統幕計第２５号（３１．３．１８）。【裏面をご参照下さい】」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、令和２年７月２日付け防官文第１００６０号により、本件対象文書のかがみのみについて、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、同年１２月３日付け同第１９３３２号により、本件対象文書のかがみを除く部分について、法５条５号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年１か月及び約４年７か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　法５条該当性について

本件対象文書中、２ページから６ページまでのそれぞれ一部については、防衛省・自衛隊における研究活動の検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条５号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（３）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年９月４日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月６日　　審議
④　令和８年１０月１４日　　本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条５号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、統合運用に関する研究に係る検討に関する情報が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、統合運用に関する研究に係る検討の具体的な情報が明らかとなり、将来の同種の検討作業において防衛省・自衛隊内での自由かっ達な議論に支障を来すなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法５条５号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　付言

本件は、審査請求から諮問までに約５年１か月（原処分１）が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条５号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑